

新型コロナウイルスに感染した患者の確認について（12例目）第2報

4月2日に陽性が確認された新型コロナウイルス感染患者（12例目）について、症状が改善し、退院基準^{*}を満たしたことから、4月22日に入院中である市内の感染症指定医療機関から退院されましたのでお知らせします。下線部が追加変更部分です。

患者の概要

- (1) 年 代：40歳代
- (2) 性 別：男性
- (3) 居住地：尼崎市
- (4) 職 業：会社員
- (5) 症状、経過

3月30日 発熱（39～40℃）のため、尼崎市帰国者・接触者相談センターに相談あり

3月31日 市販の解熱剤を服用するが解熱せず

4月 1日 発熱が継続するため、尼崎市帰国者・接触者相談センターに再度相談。

尼崎市内A医療機関を受診し、発熱（40℃）、肺炎像が認められるため、尼崎市内A医療機関にて検体を採取

4月 2日 PCR検査陽性確定。容体は安定

4月 3日 尼崎市内感染症指定医療機関に入院

4月22日 尼崎市内感染症指定医療機関を退院

- (6) 行動歴

3月30日以降は、自宅待機。

- (7) 濃厚接触者の有無

同居人は、4月4日に尼崎市が発表した患者（市内15例目）。

その他濃厚接触者は管轄保健所が対応中。

- (8) その他

マスクを常に着用。海外への渡航歴なし。

※退院基準（令和2年2月18日付健感発0218第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知
一部改正 令和2年4月2日付健感発0402第1号（抜粋））

37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。